

令和〇〇年〇〇月〇〇日

かつらぎ町長 様

申請者住所 かつらぎ町大字丁ノ町〇〇〇〇番地
氏名 かつらぎ 太郎 印
電話番号 0736-22-0300

かつらぎ町不良空家除却補助金交付申請書

かつらぎ町不良空家除却補助金の交付を受けたいので、かつらぎ町不良空家除却補助金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

建築物の所在地	伊都郡かつらぎ町大字笠田東〇〇〇番地
建築物の所有者	かつらぎ 太郎
申請者と所有者の続柄 (所有者から見た続柄)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 (<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫) <input type="checkbox"/> その他 ()
補助金交付申請額	500,000円 (1,000円未満を切り捨て)

(誓約)

私が行う不良空家の除却について、建築物の所有者、他の相続人及び第三者との間において紛争等が生じたときは、かつらぎ町に対して解決を含めた一切の対処を求めることなく、当方が全て解決することを誓約します。

申請者氏名 かつらぎ 太郎 印

※申請者本人が必ず署名押印してください

(添付書類)

- 事業計画書（様式第3号別紙1）
- 収支予算書（様式第3号別紙2）
- 不良空家認定通知書の写し
- 認定不良空家の除却に係る工事の見積書の写し
- 平面図
- 町税の納税証明書
- 認定不良空家の除却についてその所有者の同意を得ている事を明らかにする書類
(建築物所有者と土地所有者が異なる場合に限る)
- 認定不良空家の敷地内に存するすべての工作物等の除却についてこれらを所有するすべてのものの同意を得ていることを明らかにする書類（申請をする者が当該工作物等の所有者でない場合に限る。）
- 所有者との関係を明らかにする書類（戸籍謄本など）、及び申請者以外の相続人の同意書(相続人が申請をする場合に限る。)
- その他町長が必要と認めるもの

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業計画書

申請者住所 かつらぎ町大字丁ノ町〇〇〇〇番地
氏名 かつらぎ 太郎 印
電話番号 0736-22-0300

1 認定不良空家	所在地	伊都郡かつらぎ町大字笠田東〇〇〇番地
	構造	木造
	延べ床面積	100平方メートル
2 施工者	会社名	株式会社〇〇建設
	所在地	かつらぎ町大字〇〇 〇〇〇番地
	連絡先	0736-〇〇-〇〇〇〇
		<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事業・建築工事業・解体工事業に係る、建設業法第3条第1項の許可を受けた業者 <input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録業者
3 着手・完了予定 期日	着手	令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日
	完了	令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

※かつらぎ町入札参加資格登録申請を提出されていない施工者は、建設業許可の通知の写しを添付して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

収支予算書

住所 かつらぎ町大字丁ノ町〇〇〇〇番地
氏名 かつらぎ 太郎 印
電話番号 0736-22-0300

かつらぎ町不良空家除却補助金の交付に関する収支予算の内容は次のとおりとする。

除却工事費用		2,000,000円
内訳	補助対象工事費用	1,800,000円
	その他の除却工事費用	200,000円
補助金額		円

注意事項

- 1 補助対象工事費用に含まれるものは、認定不良空家の除却費用、廃材の運搬費用及び廃材の処分費となります。
- 2 その他の除却工事費用に含まれるものは、認定不良空家等以外の建物、門扉などの工作物の除却費用、廃材の運搬費用及び廃材の処分費となります。
- 3 補助金額の欄は、記入しないこと。